

## 東京都食品安全推進計画（平成 22 年度～平成 26 年度）の概要

### 1 計画改定の基本的な考え方

都は、平成 17 年 3 月に「東京都食品安全推進計画」を策定し、生産から消費に至る各段階で、各局連携のもと全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進してきました。

計画を改定するに当たり、現計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつ、平成 17 年度以降の課題に対応した施策を新たに盛り込むことにより、食品の安全を確保し、食に対する都民の信頼を確保することを目指します。

計画の期間は平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間とします。

### 2 重点的・優先的に取り組む施策（九つの戦略的プラン）

新たな課題に対応するため、三つの施策の方向性を定め、その方向性に即した九つの戦略的プランを重点的・優先的に実施し、施策の着実な推進を図ります。

#### 施策の方向性 1 事業者のコンプライアンス意識を高め、自主管理向上のための施策の充実を図る

##### 戦略的プラン 1 GAP と生産情報提供食品事業者登録制度の推進

農産物の生産工程の管理や、生産情報を積極的に提供する事業者の取組を支援し、農産物の安全確保と都民が安心して商品を選択できる環境づくりに取り組みます。

##### 戦略的プラン 2 事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進

事業者のコンプライアンス意識の向上と自主的な衛生・品質管理の取組を支援し、都民の食に対する信頼の確保に取り組みます。

#### 施策の方向性 2 健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図る

##### 戦略的プラン 3 緊急時における危機管理体制の整備

食品による大規模あるいは重大な健康被害の発生時に、迅速に被害拡大防止策を講じることができるよう、危機管理体制を充実します。

##### 戦略的プラン 4 食品安全に関する情報収集と評価

食品の安全に関する様々な情報を収集・分析して科学的知見に基づいて評価し、その結果を施策に反映することにより健康への悪影響を未然に防止します。

##### 戦略的プラン 5 「健康食品」による健康被害の防止

都民に広く利用されている「健康食品」の安全を確保するとともに、正しい利用方法の普及啓発を進め、「健康食品」による健康被害の防止を図ります。

##### 戦略的プラン 6 輸入食品の安全確保対策の充実

輸入食品に対する監視指導や検査を充実するとともに、輸入事業者による自主管理の取組を支援し、輸入食品の安全確保を図ります。

### 施策の方向性3 食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図る

#### 戦略的プラン7 食物アレルギーに関する理解の促進

保育所等における食物アレルギーに関する正しい知識の普及と理解を促進し、食物アレルギーを持つ子供も安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、アレルギー表示の適正化を推進します。

#### 戦略的プラン8 食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進

食品表示の科学的な検証や事業者の意識の向上を図ることにより適正な表示を推進するとともに、都民に正しい知識を普及し、食品を合理的に選択できる環境づくりを進めます。

#### 戦略的プラン9 食に関するリスクコミュニケーションの充実

都、都民、事業者がそれぞれの取組について相互に理解を深められるよう、食に関するリスクコミュニケーションを充実します。

### 3 生産から消費に至る食品安全確保のための基本施策

生産から消費に至る各段階で、都の関係各局が取り組んでいる食品の安全確保に関するすべての施策を基本施策とし、食品安全条例の基本理念を踏まえた三つの柱と各施策の基盤となる柱をもとに49の基本施策を体系化して都の取組の全体像をわかりやすく明示します。

#### 施策の柱1 事業者責任による食品の安全確保

- ・事業者の自主的衛生管理の推進
- ・事業者に対する技術的支援

#### 施策の柱2 生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止

- ・情報の収集、整理、分析及び評価の推進
- ・食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実
- ・緊急時の体制整備

#### 施策の柱3 関係者による相互理解と協力の推進

- ・食品表示の適正化の推進
- ・教育・学習の推進
- ・情報の共有化・意見の交流等の推進
- ・都民及び事業者の意見の反映

#### 施策の柱4 安全を確保する施策の基盤づくり

- ・基礎となる調査研究・技術開発
- ・人材の育成
- ・区市町村、国等との連携等

### 4 計画の着実な推進

食品安全審議会の意見や提言などを踏まえ、関係各局が連携して施策を推進していきます。また、戦略的プランを中心に進ちょく状況等を年度ごとに食品安全審議会へ報告するとともに、計画の中間年度に広く都民に公表し、着実に本計画を実施していきます。